

学級・ホームルーム担任のための

教育相談 第15集

いじめへの対応(3)

栃木県総合教育センター

ま え が き

平成18年度は教育界にとって様々な大きな出来事があった年でした。いじめと関連しての自殺の問題などを始め、その他にも教育に関係する問題が多々起こりました。また、教育基本法も初めて改正されました。

さて、いじめ問題と不登校の問題は以前から最大の教育課題としてあげられておりますが、特に本年は先にも述べましたように、いじめ問題が自殺と結び付いて深刻な状況を呈しました。また、文部科学省による全国調査のいじめ報告件数といじめ発生の現実との乖離という問題も取り上げられました。いじめの実態を正確に把握し対応することとともに、いじめの予防や未然防止についても改めて真剣に考えて取り組んでいかなければならないといえます。

当センターでは、先生方が学級経営や教育相談を行う上で参考になるようにと願って、毎年小冊子「学級・ホームルーム担任のための教育相談」を発行してきました。その中でいじめについては、平成4年度に「いじめへの対応」として、平成7年度に「いじめへの対応(2) いじめ再考」として取り上げて、その背景や要因、対応、予防などについてまとめてきました。また、その他にもいじめに関するたくさんのリーフレットを作成して配布したり、夏の特別講座で取り上げたりして、いじめ問題の解消の一助になればと考えてきました。

今回は、いじめ問題の深刻化を考え、改めていじめ予防について学級でできることを中心にこの小冊子をまとめました。先生方がいじめ問題を考える際に、あるいは予防的な取組を行う上で、参考にしていただけましたら幸いです。

平成19年3月

栃木県総合教育センター所長

五味田 謙 一

目 次

まえがき

[1] いじめの理解

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | いじめ問題の認識 | 1 |

[2] いじめを起こさないために

- | | | |
|---|-------------|----|
| 1 | いじめの予防的取組 | 4 |
| 2 | 年間を通してできること | 6 |
| 3 | 日常の生活でできること | 12 |

[3] いじめへの対応の実際

- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 小学校の事例 | 16 |
| 2 | 中学校の事例 | 18 |
| 3 | 高等学校の事例 | 20 |

引用・参考文献等 22

教育相談部発行資料 23

あとがき

〔1〕 いじめの理解

1 はじめに

平成17年から18年にかけて、北海道滝川市の小6 女児自殺事件、福岡県筑前町の中2 男子自殺事件等が起こり、「いじめ」との関係で担任や学校、教育委員会などが批判的になりました。また、その後「いじめがなにもかわらなかったら11月11日に学校内で自殺する」という自殺予告の手紙が文部科学大臣宛に届き、公表された後には、同様の手紙などがかなり多く届いたとされています。そして、いじめと直接関係があるかどうかは別にしても、全国各地で連鎖的に10代の青少年の自殺が相次ぎました。

いじめ問題は、「葬式ごっこ」などが行われた昭和61年の中野富士見中学校での事件、文部省（現文部科学省）が全国的な「いじめ調査」を実施し、スクールカウンセラー派遣事業が開始されるきっかけにもなった平成6年の愛知県西尾市の事件以来、現在もまた何回目かの大きな社会問題となっています。

愛知県の事件後の平成8年1月には文部大臣から「いじめ問題に関する緊急アピール かけがえのない子どもの命を守るために 」が出されました。その主な内容は次のようなものです。

◎深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる。

教師も保護者も、子どもの姿をよく見つめ、いじめのシグナルに細心の注意を払ってほしい。またいじめられた子どもが相談できるようにしてほしい。教師は、子どもからいじめの訴えがあったら「守り通す」ことを示し、毅然として対応してほしい。

◎いじめは絶対に許されない。

いじめをすることは人間として絶対に許されない。また、いじめをはやしたり傍観したりすることも決して許されない。

この文部大臣の緊急アピールで訴えられた“いじめがどこでも、誰にでも起こりうる”という認識に関しては、その後、平成10年から15年にかけての6年間、日本国内の小学校4年生から中学校

3年生を対象にした国立教育政策研究所等によるいじめに関する追跡調査によって実証されました。その概略は次のようなこととなります。

- ・ 6年間の被害経験率も加害経験率もほぼ一定である。
- ・ いじめの被害再発率で見ると、特定の児童生徒が繰り返し頻度の高いいじめ被害を経験しているというよりは、その時々で様々な児童生徒が被害を経験している。
- ・ 頻度を問わなければ小学生の7分の6、中学生の4分の3は、3年間に1度は被害経験がある。
- ・ 6年間で9割以上の児童生徒が1度は被害経験または加害経験を持つ。

このように「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」というアピールが実証されたのですが、いじめの報告件数は長い間各都道府県によって大きな差が見られました。そのことは、今回初めて大きく取り上げられ、報告件数がきちんと実態を把握したものではないと指摘されました。また、いじめによる自殺の問題も7年連続「ゼロ」となっていましたが、疑問が呈され、件数が修正されました。

このようにいじめが起きている実態と報告とがあまりにもかけ離れているという現実は、いじめ問題を見誤らせてしまいます。いじめは見ようとしなければ見えてきません。いじめは「どこでも、誰にでも起こりうる」という認識を持ち、子どもたちの様子を見て、早期発見と対応に努めることだけでなく、いじめが起こらないような予防的な取組への努力も極めて大切なものになっているといえるのではないのでしょうか。

2 いじめ問題の認識

(1) いじめの定義

それでは、いじめはどのように定義されているのでしょうか。

文部省がいじめ調査をするに当たっての定義では「自分より弱者に対して一方的に 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え 相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場

所は学校の内外を問わないとする」とされています。

しかし、現在いじめを苦しめた児童生徒の自殺が相次いでいる問題で、このいじめの定義が「いじめ隠し」にもつながったと指摘されていることなどから、文部科学省はその定義を拡大する方向で全面的に見直す案を作成しています。それは、いじめの定義の3要件（「一方的」「継続的」「深刻な」）を削除し、「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」というような文言に改めるという方向です。今までの全国調査においては、先の三つの要件を全部満たしたものをいじめとして報告するか、一つでも当てはまればいじめとして報告するかなどの違いが見られ、それがいじめの報告件数の違いにもつながっていたと考えられています。今回の見直し案では、いじめの「発件数」を「認知件数」に改め、児童生徒に対してもアンケートなどで聞き取る機会を設けるよう求めています。

また、自殺原因の調査においても、「“主な理由”を一つだけ選択する」方式から、「自殺した児童生徒がおかれていた状況を複数選択する」方式に変更する予定になっています。いじめの態様に関しても、「悪口」や「遊ぶふりをしてたたかれる」、「携帯電話での中傷」なども追加される予定です。

このように「いじめ」の定義等を拡大し、被害者側の児童生徒の立場に立つことを徹底して、いじめの見逃しを防ぐという考え方に立った方向に変更される予定になっています。これはすでに「いじめ対策緊急会議報告（H7.3）」で「いじめであるか否かの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識の問題である」「被害念慮の強すぎる事例もあるが、基本的にはいじめの訴えがあったらいじめである」としていたものを改めて確認し、進めたともいえます。

(2) いじめの構成要素

いじめの定義に関しては、先に述べたように見直しが行われているところですが、「いじめ」

を構成する要素に関しては、森田洋司（2006）が次のように説明しています。

被害性...いじめは「加害性」ではなく「被害性」によって定義される。いじめの傷や痕跡は見えにくい心の内面に生じる。

力の非対称性とその乱用...力関係の非対称性は常に存在し、その乱用は常に起こりうる。いじめも特別な子どもの問題ではなく、人間が関係を結び集団を作るところに常に存在する。いじめは「弱い者」に対する攻撃ではなく、「劣位に立つ側」に対する攻撃である。

反復性・継続性...いじめへの抑止力を欠く場合、いじめが反復され、継続する性質を持つことを示すものと解釈すべきである。

同一集団内の現象...この要件がいじめに陰湿さをもたらす要素となる。つまり、被害を避けることが難しい、集団内に「いじめられ役割」が固定化されやすい、被害を告発することが難しいといったことになる。

国立教育政策研究所等によるいじめに関する追跡調査でも実証されたように、いじめは「どの学校にも、どのクラスにも」起こります。それは同一集団内での力のバランスが関係しています。その力のバランスが変わると、立場が入れ替わり「どの子どもにも」起こるのです。さらに、教師や子どもたちの中に抑止する力が働かない場合には、いじめは反復され、継続します。

(3) いじめの程度とふざけとの識別

先に述べたように、いじめは「被害者」の感情の問題を中心に捉えられています。また、同一集団の中で起こり、ふざけかどうか分かりにくく、いじめられていても自尊感情や屈辱感などから本人が訴えにくいという事情もあります。そういったことから、いじめが発覚した後になって、学校側といじめ被害者との間で軋轢が生じることが起こります。

ふざけ・からかいといじめの違いに関しては、一般的に次のような違いがあるとされています。

ふざけ	一過性 相手は変わる 言い返しができる お互いに対等の関係 (心理的には) 仲間である 限度がある 行為の強制はない お互いに楽しい
いじめ	継続する いつも特定の相手 言い返しができない 一方的な関係 (心理的には) 排斥の対象 限度を超える 行為の強制がある いじめる側だけ楽しい

2(4)は、都合により削除してあります。
冊子をご参照ください。

しかし、問題は双方の認識の違いにあります。「いじめ」という自覚なしに「ふざけ、からかい」の意識でいじめを行ってしまうという問題です。何よりも被害者の心の痛みを想像することが求められているといえるのではないのでしょうか。

- また、いじめの程度(強度)に関しては、
- 被害念慮ないし被害妄想の段階(レベル1)
 - 周囲に積極的な加害意図や実行が確認・推定されないにもかかわらず、結果的に阻害された形で被害感を募らせている場合(レベル2)
 - 主として心理的な被害を繰り返し受けていると推定され、加害事実の確認は困難であっても、被害者側に急性ストレス反応が現れている場合(レベル3)
 - 明らかな心理的・物質的被害を繰り返し受けており、それが第三者によって確認可能な場合(レベル4)
 - 明らかな身体的・経済的被害を繰り返し受けており、加害者側の行為が犯罪要件を満たす場合(レベル5) (『こころの科学』No70)
- というように大きな違いが見られます。

しかしながら、いじめが被害者の感情や認識に立つものであると定義された時には、単純に上記のレベル1とレベル5とを比較して被害者の心の傷を推し量ることはできなくなります。やはり、「いじめは人間として絶対に許されないものである」という基本的な認識に立って理解し、かかわっていく姿勢が大切なものとなってくるのです。



〔2〕 いじめを起こさないために

いじめは、早期発見・早期対応が大切ですが、それ以前にいじめを起こさないための予防的取組が重要となります。

それでは、いじめを起こさないために、日常の教育活動における予防的取組として求められること、具体的にできることはどのようなことでしょうか。

1 いじめの予防的取組

いじめは、すべての学校で、すべての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき課題です。

そこで、いじめの予防として、まずは、教職員が「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る」「いじめは人間として絶対に許されない」という認識をもつことが最も重要なことです。そして、日頃から子どもたち一人一人を大切にする教師の意識や態度が必要です。教師の言動が子どもに大きな影響を与えていることを十分認識した上で、子どもたち一人一人への人権や個性を尊重したかわり方、指導の一貫性や公平さ等について留意したいものです。教師自身が子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることは絶対にあってはならないことです。常に教師は子どものモデルになっているのです。

その上で、いじめの発生は学校や学級の集団の雰囲気によっても大きく左右されることから、学級経営の充実、学校体制の構築や保護者との連携等が予防的取組として求められます。

(1) 学級経営の充実

① 居心地のよい学級づくり

「いじめは被害者と加害者という二者関係でなく、学級という集団の問題としてとらえ、対処することが重要」と指摘されています(河村)。つまり、いじめを起こさないためには、学級集団を見つめ直すことが大事であるということです。

学校が楽しく、学級が居心地のよいところであることが、毎日の子どもの生活において

期待されます。居心地のよい学級とは、温かい人間関係が育まれていること、安心していられることといわれています。

ア 温かい人間関係が育まれていること

教師と子ども、子ども同士に温かな人間関係を育むためには、学級の一人一人が認められているということが基本となります。そのためには、日頃から言葉かけを多くしたり、一人一人のよさやがんばりを意図的に認め、ほめたりすることが大切です。その他、班活動や係・当番活動、委員会活動等において学級の一員としての役割を担わせ、みんなの役に立っているという実感を子どもがもてるように配慮することなども大事なことです。そのことにより、一人一人が認められ、ありのままの自分が受け入れられているという実感を得て、ほっとできる温かい人間関係が広がっていくこととなります。

イ 安心していられること

いじめが起きることなく心身共に安心して生活するためには、学級集団に一定のルールがあり、それが守られていることが大切です。また、“みんな違ってみんないい”といわれるように、自分との違いを認め、異なった考えや意見も否定せずに聴いたり、何でも話せたりするなどお互いの人権を尊重した学級の風土を築くことも大切です。

② 分かる授業の創造

いじめの予防的取組として、子どもの学校生活の中核となる授業を充実させるということは重要です。子どもは、教師が「分かりやすく、楽しい授業」を行うことを最も強く期待しているものです。そのためには、「分かった!」「できた!」という成就感・達成感が味わえる授業の工夫が求められます。それによって、子どもにとって1日の大半を占める授業の場面が、楽しく居心地よいものになったり、さらに活躍できる機会が増えることになったりします。

なお、分かる授業の創造のためには、個々の発達段階への考慮、授業形態の工夫、学習

過程の尊重、指示や提示の仕方の工夫、学習環境の調整など様々な配慮が必要となります。

- ③ 特別活動や道徳の時間等の諸活動での工夫
特別活動や道徳の時間、総合的な学習の時間等の諸活動において、教師が意図的に働きかけることによって、子どもたち一人一人の成長やいじめを起こさない集団の育成につながっていくものです。例えば、学級活動や道徳の時間に、友情の尊さや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜び等について適切に指導したりすることは重要なことです。その他、学級活動時などに“構成的グループエンカウンター（自他理解とふれあいをねらにした集団活動）”や“アサーション・トレーニング（自分も相手も大切に自己表現）”や“ソーシャルスキルトレーニング（人間関係に関する具体的なスキルを身に付ける訓練）”や“ピアサポート（子ども同士互いに支え合えるような関係づくり）”を取り入れてみる等、諸活動において計画的、継続的な教師の働きかけがいじめの予防的取組として有効です。

- ④ 学校生活全般におけるかかわり
授業中はもちろんのこと、清掃中や休み時間等も、子どもをよくみたり、一緒に活動するなどかかわりを多くしたりすることが、いじめの予防的取組として欠かせないことです。それにより、子どもたち一人一人の様子（現在の学習状況、友達関係、気持ちや思い、発達面や健康面等）だけではなく、学級集団の様子（学級のグループや特徴、リーダー、グループ間の関係、孤立している子ども等）も把握することができます。

なお、子どもの実態を把握する方法として、観察法（いつ・どこで・だれが・何をみる等）、面接法（定期的な教育相談、意図的な面談等）、調査法（悩み調査、心理検査等）などがあります。「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」（河村茂雄著、図書文化社）という検査がありますが、これは学級における子どもの実態を客観的にとらえる一つの方

法です。

いずれにしても、“子どもは日々成長している”ことを念頭におき、様々な視点からよくみて、子どもと多くかかわることが大切です。このことは、子どもとの人間関係を深めることにもつながります。

(2) 学校体制の構築

いじめを許さない学校づくりのために、校長のリーダーシップのもと、学校体制の構築・確立が求められます。学校をあげた対応ができるようにするために、日頃から様々な組織（学年部会、児童・生徒指導部会、いじめ不登校対策委員会、学習指導部会等）のより実践的な在り方を構築しておきます。実際には、いじめが起こらないように組織的に校内を巡回したり、いじめに関する校内研修等を実施したり、教職員間の報告・連絡・相談等をこまめに行ったり、開かれた学校として公開授業を行ったりするなど、学校体制としての予防的取組の工夫が求められます。

また、地域、近隣の小・中・高等学校や関係諸機関（相談機関、医療機関等）、教育委員会などとの連携を図っておくことも重要なことです。

(3) 保護者との連携

「いじめ問題」の解決のためには家庭も極めて重要な役割を担うものです。家族の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、十分な親子の会話やふれあいの確保の上に、いじめは絶対に許されないという基本的な考え方を家庭でも伝えていく必要があります。そのためには、学校と家庭とが、連絡帳や電話、家庭訪問等を通して、日頃から相互の情報を共有するなど連携を図ることが必要です。そして、子どもの発達や実態・状況に応じたかかわりができるようにしたいものです。

次に、いじめを起こさないために、年間を通してできること、日常生活でできることについて具体的な取組を紹介します。

コラム1 いじめ問題などに対する喫緊の提案
 について～子どもを守り育てるための体制づくり
 のための有識者会議～（平成18年12月4日）
 より（要約）

最近の子どもによるいじめ・暴力行為等問題行動については、大人社会のゆがみを反映していることが一因とも考えられます。子どもを守り育てるためには、何よりもまず、保護者や教員、地域社会を含めた大人全員が自らを律し、自らの生き方を見つめ直す必要があります。子どもは大人を見ながら成長します。その上で、一人でも多くの大人が子どもたちを注意深く見守っていく体制をつくっていく必要があります。多くの子どもたちが悩みを抱えた現状を踏まえ、このような共通認識の下、次のような提案をいたします。

1 子どもが様々な大人に相談できる場面をつくりましょう

学校内では教員や養護教諭がしっかりと子どもたちと接する。その上で「子どもと親の相談員」やスクールカウンセラーなどが専門家としての役割を果たすことが重要である。学校外にも子どもたちが安心できる環境をつくる必要がある。また、子どもたちがいつでも相談できる電話相談の体制を整備する必要がある。

2 学校の中に新たな子どもの居場所をつくりましょう

学校図書館や校長室、校舎・校庭の地域開放、芝生の管理などを通して、学校の中に地域の様々な大人たちと接する場面をつくる必要がある。

3 万が一の場合の初期対応では、専門家が学校をサポートするようにしましょう

緊急時には、教育委員会の指導主事などとともに精神科医や警察、児童相談所など外部の専門家がチームを組み、教育委員会が学校を支援することが必要である。

4 事態を把握・分析するとともに、良い取組を共有しましょう

いじめなどの実態を正確に把握し、分析する。また、学校や教育委員会の行った良い取組をまとめ、それらを参考にし、ケースの独自の事情を勘案しながら取組を進めていくことが必要である。

2 年間を通してできること

いじめを起こさないためには、学級経営を充実させることが大切です。ここでは、いじめがなく、子どもたち一人一人が自分のよさを十分に発揮し、生き生きと活動でき、お互いのよさを認め合える学級をつくっていくための方策を、特別活動や学校行事等と関連させながら考えていきたいと思います。また、自他の生命を尊重する心や相手を思いやる心が育つように、豊かな人間関係づくりを意図した活動を年間を通して考えていきたいと思っています。

年間を通した計画的取組（中学校の例）

4月 新学期

- ア 自己紹介
- イ 学級委員、係を決める
- ウ 学級の目標を決める

5月 定期テスト

6月 遠足 修学旅行

7月 定期テスト

9月 2学期の目標を決める
運動会

10月 学校祭 読書週間 定期テスト

11月 職場体験学習 自然学習
定期テスト

12月 人権週間

1月 3学期の目標を決める

2月 定期テスト



この他にも、家庭訪問や保護者会、職員研修などがあります。



(1) 学級活動

① 新学期にあたって

新学期にあたり、学級担任の心構えとして、まずどのような学級を目指したいのか、またどのような児童生徒を育てていきたいのかという学級の方針を明確にすることが大切です。そして、担任する学級で「どういう学級にしたいか、どんな子どもになってほしいのか」という担任の思いや願いを、子どもたちにきちんと伝えます。その中で特にいじめについては、「いじめは、絶対許さない、認めない」ということを毅然とした態度で話しておきます。

さらに、その後も子どもたちや学級の実態を正確にとらえ、どう指導していくか具体的に考えていきます。そして子どもたちにも、もっと居心地のよい学級にするにはどうしたらよいか、そのためには何が大切なのかを考えさせたり、学級で話し合わせたりする場面を意図的に設定するなどして学級集団の成長を図っていきます。

ア 自己紹介

新学期になり、新しいメンバーが学級に集まった時から人間関係づくりはスタートします。担任としては、校則等の確認、学級組織づくりなどしなければならないことが多く、時間がなかなかとれません。しかし、限られた時間の中でいかに学級の友達を知り、自分を知ってもらうかは大切なことです。そのために、お互いが知り合えるための自己紹介を取り入れます。たとえば、担任が自分についての話をすると、子どもたちも担任に対して親しみが湧くものです。また、子どもたちに対して、自己紹介で話す内容や話し方を明示すると、発表しやすくなります。このようなちょっとした工夫がクラスの雰囲気を和ませます。その他、自己紹介カード、目標などを書いた短冊など、子どもが書いたものを掲示したり、朝の会で自己紹介カードを使って発表させたりすることも考えられます。さらに、自己PRの時間を設定したり、自己紹介コー

ナーを設けるなど教室の環境を整備していくこともできます。また、構成的グループエンカウンターエクササイズを取り入れるのもよいでしょう。たとえば「ネームゲーム」を行ったりすると、クラスの友達の名前を覚え、親しくなるきっかけになります。

このように新学期になり、お互いをよく知らない時にゲーム活動を取り入れることでクラスの雰囲気も少しずつ打ち解けていくものです。自己理解、他者理解を目的とした活動を学級活動や学年集会などで行うのも一つの方法です。

イ 学級委員、係などを決める時

学級委員、係などを決める時、まずそれぞれの活動内容を子どもたちに理解させることが必要です。そして、それらの一つを選択させる際、子どものやってみたいという意欲やできそうだという自信を大切にしながら選択させ、公平、公正に決めていくことが重要です。また、「困った時には担任や友達に相談したり協力を求めてもいいのだ」というメッセージを伝えることは、子どもたちに安心感を与えることになります。これが、子どもたち一人一人に学級の一員であるという自覚を持たせること、そしてみんなの役に立っているという実感を持たせることにつながっていきます。特に、学級委員の選出に関しては、単に人気者である子どもが選ばれたり、自分の意見が言えず、いじめの対象になりがちなど子どもが選ばれたりすることがあるため、慎重に行わなければなりません。そこで担任は、選ぶ側の心構えと責任について話すだけでなく、選ばれる側の気持ちや事情についても配慮する必要があります。

ウ 学級の目標を決める時

学級の目標を決める時には、まず、学級の一員として、一人一人にどんな学級にしたいかを考えさせることが大切です。それは、学級の一員としての自覚をもたせることであり、学級で決めた目標であることを認識させ、一人一人がその目標に向かって努力し、協力し

てよい学級をつくっていこうと意識させるためです。また、子どもたち一人一人の思いや考えを用紙に書かせ、それをもとにグループで話し合わせ、そこで出された意見をもとに全体でさらに深く話し合っ決めていきます。それは、発言権のある子どもの意見に同調することがないようするためです。つまり、一人一人の意見を大切にしながら、よりよいものを作り上げていこうという意識をもたせるのです。

② 進級に向けて

進級に対する自覚を子どもたちにもたせると共に新たな気持ちで取り組もうという意欲をもたせることは大切なことです。まず、学級の一員として、あるいは個人として、係や委員会、学校行事、学習、部活動等にどう取り組んだのかを振り返らせ、それを今後、学校や学級のどの場面で生かしていくかを考えさせます。そして最後に、学級の一人一人にメッセージを書いたり、学級文集を作成したりすることで、さらに学級内の人間関係が深まります。

また進級にあたり、子どもについての情報交換を行うことは、いじめに限らず様々な問題行動に対して早期発見、早期対応をする上で大切なことです。その際に、単に子どもの様子だけでなく、これまでの対応についての情報もあれば、学校、担任、児童・生徒指導主事などにとっては指導の方針が立てやすくなります。特に中学校の学級編成においては、小学校の申し送りも参考にしながら交友関係について十分配慮することが必要です。

③ 年間を通して心がけたいこと

年間を通して、いじめを起こさない学級づくりをすることが大切です。それは、子どもたち一人一人が安心できる学級、すなわち心の安定が図れる居心地のよい学級にすることです。その方策として、まず自己肯定感を子どもたちにもたせることです。自己肯定感とは「ありのままの自分を受容し、肯定的に理解できる感情」です。自己肯定感をもつこと

で、自分が信じられるようになり、それが生きる意欲や自信へとつながっていくのです。そこで、教科学習や特別活動を通して子どもたちが自分の力でできたという成就感や達成感を味わわせるような場をつくること、また子どもたちが自分のよいところ、成長したところ、努力しなければならないところなどが感じられる自己評価の場をつくる必要があります。その中で、ありのままの自分を知り、それを受け入れることで、自己理解を深めていくのです。

子どもたちが楽しい学校生活を送るために最も大切なことは、教師と子ども、そして子ども同士の良い人間関係が築かれているということです。それは、お互いを信頼し、尊重する関係であり、お互いが学び合い、認め合い、励まし合えるような人間関係をつくっていくことです。友達とかかわる中で友達のよさをを見つけ、それぞれの持つ個性についての理解を深め、お互いに伸ばしていこうとする雰囲気を作ることは大切なことです。たとえば「よいところさがし」を通して、お互いのよさを認め合うこともできます。また、日頃の授業や子どもとのかかわりの中で、教師自らがモデルを示し、子どもたちに人権意識を身に付けさせていくことも大切です。つまり、教師自身が人権についての鋭い感覚をもち、子どもたちとも丁寧に接し続けることによって、子どもたちの姿が変化し、それがよりよい学級集団へとつながっていきます。

(2) 学校行事

学校には、始業式、終業式、卒業式、運動会、学校祭、学習発表会、修学旅行、宿泊学習、職場体験学習など様々な学校行事があります。それらの体験的活動を通して学級、学年、学校など集団への所属感や連帯感を味わわせ、集団の凝集性を高めていくわけです。それは、子どもが持ち味やよさを十分に発揮できる場でもあり、学級内でお互いのよさを理解し、認め合うことができる絶好のチャンスともいえます。そこで、子どもの得意なことがうまく生かせるような活

躍場面を考慮すると共に、お互いが助け合い、励まし合える温かい人間関係をつくりながら学級の団結を図っていくわけです。そのためには、学校行事における事前、事後指導は欠かせません。特に事前指導において、役割分担を決めたり、グループ編成をする際に、担任が子どもたちの様子に注意を払って介入することはいじめの早期発見につながります。またルールを守ること、お互い助け合って行動することなどを含めた内容を意図的に学活や道徳などに盛り込んでいくことも、いじめを予防するために有効です。ここでは、いくつかの学校行事について取り上げてみます。

① 遠足、自然学習、修学旅行

遠足、自然学習、修学旅行などの宿泊学習における班編成には、細心の注意を払うことが必要です。学級の中で孤立している子どもやいじめを受けている子どもがはっきりしてしまうこともあり、それらの子どもにとっては傷つき、苦痛の時間となるため、すべてを子どもたちに任せるのではなく、担任が介入する必要があるのです。まず担任は、行事の目的を子どもたちにしっかり伝え、共に活動し、生活することへの楽しさや充実感を味わうにはどうしたらよいかを子どもに考えさせることが大切です。そして生活班、行動班、バス、新幹線の座席などを決める際は、班やグループを1つに固定しないことはいじめを予防するための方法といえます。常に仲の良い人だけで行動するのではなく、できるだけ、多くの人とかかわれるように、意図的に介入していくことも大切です。また、班で係やコースを決めるときも、一人一人の意見を聞いてから話し合うなど、話し合いのルールについても担任が子どもに伝え、班を回って、適宜、助言、指導することです。そして事後も反省を行い、今後の生活に生かそうという意欲をもたせることも必要です。

② 運動会

運動会においても、配慮を要する子どもが失敗しないように、また失敗した場合にもそ

の子どもが責められないようにすることが必要です。特に種目を選定する際に留意することは、種目内容が簡単であること、ルールが分かりやすいこと、判定がしやすいことなどです。

また、種目の特質によりグループ編成を考慮し、すべての子どもが活躍できる状況を作ることにも必要です。そして、練習中の子ども様子を常に観察すると共に、子どもと共に活動し、子どもたちを励ましながら支えていくことが大切です。その中で、子ども同士がお互いに教え合ったり声をかけ合ったりするような雰囲気生まれてくるのです。

③ 学校祭・学習発表会

学校祭や学習発表会は、日頃の活動の成果を発表する場です。全生徒に役割をもたせ、活動させることが大切です。ここでは、本人の得意な分野を生かすということを最優先させます。委員会、クラブ、総合的な学習の発表などでは、異年齢集団での活動を通して上級生と下級生が助け合って活動させるのも一つの方法です。また合唱コンクールでは、学級で指揮者、伴奏者、各パートリーダーなどと活躍の場面を与えることができます。そして学校祭での学級展示や学級対抗の合唱コンクールなどは、学級の目標に向かって全員が協力する機会でもあります。学級の一員としての自覚を持ち、一生懸命に取り組むことで、最後に達成感、成就感を味わうことのできる行事であるといえます。

④ 読書週間

読書週間は、実際に体験できないことを本を通して体験し、豊かな心を育てていくことを目的としています。各学級で「私のすすめる本」を掲示し、それを朝の会や帰りの会などで紹介することで相互理解が図れると共に友人と話すきっかけともなります。

⑤ 職場体験学習

中学2年生で実施される職場体験学習(マイチャレンジ)は、働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させることができる

具体的実践の場であるといえます。それは、新たな自分を発見したり、今後の生き方について考える機会ともなるのです。自分が役に立つ存在であることを知り、自己の新たな可能性を見出すことで、さらに自己理解を深めることとなります。そして、それが生きる喜びや意欲へとつながっていくのです。

また、働いている人との触れ合いや交流を通して、異世代間のコミュニケーション能力を高めると共に社会人としての基本的なマナーや言葉遣いなどを身につけていきます。つまり、人とのかかわりの中で、自他を尊重することの大切さを学んでいくのです。

職場体験学習後、職場体験学習新聞を作成したり、報告会や発表会を行うなど成果を発表する場を設けることは重要なことです。それは、この体験が一過性のものではなく、今後に生かし、さらによりよい生き方を目指していくという目的があるからです。また、それを生徒だけでなく、保護者、事業所、地域の人々など多くの人に伝えていくことは、子どもたちを理解し、支援してもらう絶好の機会ともなるのです。さらに、教師とだけでなく親子が会話するきっかけにもなります。子どもを温かく見守り、励ましながら、これまでに見られなかった子どもの姿やその変化を褒めていくことが、生きることへの自信へとつながっていくのです。

(3) 学校全体での取組

① 校内体制の確立

校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担を明確にし、指導の共通理解を図ります。それを踏まえ、全教職員が一致協力していじめの指導に取り組めるような実効性のある体制を確立する必要があります。

② 年間計画への位置づけ

いじめの指導は年間計画にしっかりと位置づけることが重要です。例えば、「いじめについてのアンケート」を年に数回実施し、その後教育相談等を行うことで、早期発見・早期対応につなげることが考えられます。また

人権週間では各教科、道徳、特別活動においていじめに関する題材を扱い、重点的に指導するようにします。標語を掲示したり、昼休みの放送で、いじめに関する作文を読んだりするのもよいでしょう。

③ 地域との連携

「いじめは、絶対に許さない」という学校の姿勢を、家庭や地域に示し、協力を求めていくことが大切です。そのためには、人権教育への取組を学校だよりや地域の集まりなどで積極的にアピールしていく必要があります。また、広報に、楽しく分かりやすい授業や、互いの良さを認め合う学級集団づくりへの全校的な取組、子どもたちが主体的に活動している様子などを紹介し、それを地域に公開することで、学校に関心を抱いてもらうことが地域との連携の第一歩となります。

(4) 保護者との連携

① 家庭訪問

家庭訪問は、家庭の雰囲気、家庭内での本人の位置づけ、物理的な環境、保護者の子どもに対するかかわり、教育観、学校に対する考え、要望などを知ると同時に、家庭と連携を図りながら、子どもの成長を願って共に協力していくことを確認する大切な場です。そして、学校でも家庭でも日頃からできるだけ子どもと会話をするようにし、子どもの話に耳を傾けること、そして子どもが話しやすい雰囲気を作っていくことについて、共通理解を図っておきます。

いじめを起こさない土壌づくりや、万がいじめが起きてしまったときの早期対応のためにはこの時点からの保護者との信頼関係が鍵を握ると考えられます。

② 保護者会

P T A総会においては、「いじめは絶対に許さない。いじめられたという訴えは誠実に受け止め、いじめられている子どもを守る指導に徹する」ということを明示します。そして、どんな些細なことでも心配なことがあれば学校に相談してほしいということを伝えます。

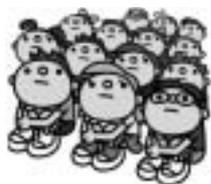
また、保護者対象の講演会のテーマにいじめに関することを取り上げていくのもよいでしょう。今、子どもたちに何が起きているのか、いじめが感じられた時、保護者や学校はどう対応すればよいのかなどを共に考える貴重な場となります。

学年や学級の懇談会では、担任から学年の方針や学級経営方針、子どもたちの様子を一方的に伝えるだけでなく、保護者にも話してもらえるように工夫することが大切です。例えば自己紹介の際に「の母です」「の父です」だけでなく、自分の子どものよいところを一言ずつ紹介してもらうと、自分の子どもに対する見方が変わるだけでなく、お互いによさを認め合う和やかな雰囲気生まれ、その後の話し合いも円滑に進みます。お互いに率直に話せることで温かいつながりができ、みんなで子どもを見守っていこうという連帯感にもつながります。

③ 学年だより・学級だより

学年だよりや学級だよりの中で、いじめについて、コラム形式で取り上げてみるのもよいでしょう。例えば「いじめのサインをキャッチしたら」「いじめを防ぐには」などのテーマで年間を通して特集を組んでいくと、保護者の意識を高めることができます。その中で、日頃から家庭内で「どんな時でも味方だからね」「人に救いを求めることも大切だよ」と子どもに伝えていくことや、本人が話し始めた時には性急に話を聞き出そうとせず、じっくりと静かに子どもの話に耳を傾けることの大切さを伝えていきます。

また、学校生活の中での個々のがんばりを具体的に取り上げ、いろいろな人から認められるようにすると、子どもの自尊感情が高まり、自信をもたせることができます。こうしたことを積み重ねていくことで、他人を思いやるやさしい気持ちや豊かな心、いじめを許さない強い意思などが育っていきます。



コラム2 栃木県のいじめの現状

「平成17年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文科省）」によると、本県のいじめ発生件数は平成16年度と比較し、約1/3に減少しています。（ただし、平成18年度上半期の調査によると、再び増加傾向を示しています。）

平成17年度の調査によれば、校種別に見ると、とりわけ小学校において、いじめが激減しています。これは、いじめが社会問題となり、教師、児童生徒自身、保護者の意識がかなり高まり、早めの介入によりいじめに至らないで済むケースが増えているからではないかと考えられます。学年別では中学校1年生が最も減少しています。これは小学校では、中学校へ向けた段差を乗り越えられるような対人関係能力や耐性を身につけさせるための取組や教科担任制の部分的導入を行い、また、中学校では、小中間の情報連携に基づく個に応じた指導の充実を図る、といった中1ギャップ解消へ向けた取組の成果と考えられます。

一方、高等学校においては、あまり変化がありませんでした。発達段階からいえば、教師との距離感は当然小中学校とは変わってくるものですが、今の高校生は人間関係形成の面からもかつての高校生とは違う、という認識をもつことが必要です。したがって、高校の教師は、生徒とともに過ごす時間を意図的に増やし、一人一人の状況を的確に把握しようと努めることが大切になってきます。さらに、担任だけでなく、教科担任、部活動の顧問、養護教諭など、複数の目で生徒を見て、学校全体で組織的に生徒を援助していく、という体制づくりが重要です。

今現在、いじめで苦しんでいる子どもにとっては、いじめの減少は何の意味も持ちません。いじめは一件も許さないという強い意思のもと、今後も早期発見、早期対応を最重要目標として保護者との連携を密に図りながら全県的にいじめ問題に取り組んでいく必要があります。

3 日常の生活でできること

(1) いじめ発見のポイント

いじめが分かって、その状況を聞いてみると、「そういえば、そのようなことがあった」ということが案外多いものです。意識して見直してみると、いじめに気づききっかけが、いくつもあったのにもかかわらず、重要視していなかったり、様子を見てからと思ったりしているうちに、いじめがエスカレートしていることに気づきます。

ここでは、日常の生活の中で、こういう様子が見られたら、いじめの発見につながるかもしれないというポイントを示します。

いじめ発見のポイント

場面等	観察の視点 (特に変化のあった時に注目)
朝の会	欠席、遅刻が増える ぎりぎりの登校が目立つ 表情がさえず、うつむきかげん 健康観察で体調不良を訴える
授業の 開始時	忘れ物が多くなる 涙を流した気配が感じられる 用具、机、椅子が散乱している 周囲がなんとなくざわついている 一人だけ遅れて教室に入る 席を替えられている
授業中	* 不真面目な態度で授業を受ける * ふざけた質問をする 頭痛、腹痛などを頻繁に訴える 筆圧が弱くなる 正しい答えを冷やかされる ひどいあだ名で呼ばれる グループ分けで孤立しがち
休み時間	* 大声で歌を歌う * 仲良しでない者とトイレに行く わけもなく階段等を歩く 遊びの中で孤立しがちになる 一人でいることが多い 用もないのに保健室や職員室に行く プロレスの技をかけられることが多い 集中してボールを当てられる
給食時	給食にいたずらされる グループからはずれている 好きな物を友だちに譲る 嫌われるメニューの時に盛りが多い
清掃時	目の前にゴミを捨てられる 最後まで一人でする

(2) 授業に関連することの中で

① 授業中におけるかかわり

学校生活のうちの大部分は授業時間です。いじめが行われているのは、休み時間や放課後が多いといわれますが、その兆しを授業の中で感じることも少なくありません。逆に考えると、授業中の対応によっては、いじめを未然に防げる可能性もあるわけです。

授業中にある子が発言すると、冷やかされたり、あげあしをとられたり、中には無視されたりすることがあります。この微妙な空気を教師が察知し、その場で指導をし、絶対許さない姿勢を示すことが大切です。

場面等	観察の視点 (特に変化のあった時に注目)
清掃時	* さぼることが多くなる * 人の嫌がることを一人でする
放課後	衣服が汚れている 顔にすり傷や鼻血の跡がある 急いで一人で帰宅する * 他の子の荷物を持っている 用もないのに残っている日がある 部活動に参加しなくなる
その他の 動作や表情	活気がなくおどおどした感じ 寂しそうな暗い表情をする 手いたずらが多くなる 独り言を言う 視線を合わせない 教師と話す時に不安な表情をする 委員等をやめたいと申し出る * 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	教科書にいたずら書きをされる 持ち物、靴、傘などを隠される 刃物など危険な物を持ち歩く * 高価な物を学校に持ってくる * 異装、異髪をしてくる
その他	日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる 教科書、教室の壁、掲示物などに落書きがある 教材費などの提出が遅れる 飼育動物や昆虫などに残虐行為をする * 校則違反、万引きなどの問題行動を行う

*は無理にやられている可能性のあるもの
(1995 嶋 政男による 一部改変)

また、ふざけた質問をしたり、不真面目な態度で授業を受けるようになる子どももいます。今までの態度や交友関係が変化している場合は、その行動は無理にやらされているのかもしれないという視点で考え、個別に話を聴くことも必要です。

また、何度指導しても繰り返し忘れ物をしたり、友人とトラブルを起こしたりしてしまうので、教師も我慢しきれなくなり、つい「また忘れたの、困った子だ」ということを言うてしまうことがあります。すると、あだ名が付いたり、子ども同士でもあいつには言ってもかまわないと勘違いされたりして、いじめに発展してしまうのです。その他にも、指名の順番をとばしたり、間違った答えを発表した時に、不用意な一言を返したりすると、教師の発言がいじめのきっかけになってしまうこともあります。

つまり、まず教師自身が人権感覚を磨いていくことが必要であり、自分の言動が子どもたちのモデルになっていることを十分に自覚することが大切なのです。

② 休み時間におけるかかわり

いじめは、教職員の目の届かない休み時間に起こっていることが多いといわれています。

教師が授業を終えて教室を出てから、次の授業の担当教師が教室に来るまでの間が、目の届かない時間です。この時間を短くすることが、いじめを起こさせないようにするために重要になってきます。

まず授業を終えた教師がすぐ教室を出てしまわずに、子どもたちの様子を観察していると分かることがあります。数人で連れ立ってトイレに行くのは誰なのか、隣の教室や保健室に行くのは誰なのか、また、ある子の机の周りに誰が集まってくるのか、一人で読書をしたり、すぐに教室を出て行ってしまふのは誰なのか等、ほんの数分であっても、子どもたちの交友関係が見えてくるものです。

授業が終わって教室を出て、職員室等に戻る途中で、トイレや空き教室、資料室等、死

角になりやすい場所を見ながら移動することも有効です。

そして、次の授業では、授業開始のチャイムが鳴る少し前に教室に行くと、子どもたちの休み時間に起こったことを察知できるチャンスになるかもしれません。

いずれにしても、いつも誰かの目があることを子どもたちに分かるようにしておくことは、いじめ被害を受けている子どもたちにとっては安心につながり、いじめの側の子どもたちにとっては抑止力になっていくのです。



③ 授業を進めるにあたっての配慮事項

ア 座席決め

子どもたちの座席は、どのように決めているのでしょうか。座席の決め方、同一座席の期間等は、担任の学級経営の方針で様々です。また、授業の目的によって替えたり、学校での生活を共にすることを重視して決めたり、学校行事の内容によって組み直したりしていると思います。

座席決めは、子どもたちにとっては、学校生活が楽しくなったり、辛くなったりする重要なことです。日頃の観察や児童生徒、他教職員の情報から、トラブルがあったり、力関係がはっきりしていたりする場合には、配慮が必要になります。「くじで決めただけだから、1か月はこのままで我慢するように」と言われて、トラブルのあった子どもと隣の席で我慢するうちに不登校傾向になってしまう例もあります。くじ引きで席を決めることが悪いということではなく、配慮を必要とする子どもが学級の中にいたり、学級が落ち着かない場合には、単なるくじ引きでの席替えでは、子どもたちの人間関係を悪化させたり、学級に居づらくなる子どもが出てきたりする可能性があるということです。

学級経営上、学級やホームルームの約束事を守ることは重要になってきますが、このような事態が起こった場合には、柔軟に対応した方が、問題が大きくなりません。

イ グループ分け

授業の活動に欠かせないものがグループ活動です。そのグループ分けも子どもたちにとって重要なことです。

グループに分かれる時に、一人一人がどのように移動するかを観察するだけでも学級内の人間関係が見えてきます。

よく「仲間はずれが出ないように」と配慮事項を伝えてグループ分けを実施しますが、グループに入れず一人残りそうになった子を誘う時に、「仕方ないから、あなたをグループに入れてあげるわよ」という思いで誘っていることが伝わると、その後のグループ内の人間関係がギクシャクして、活動に影響が出てしまうようです。このような時には、そのグループへの目配りや話し合いへの介入が必要になってきます。

こう考えると、グループ分けも結構難しく、配慮が必要なことです。中には、グループをどうつくるかの話し合いから必要になってくる場合もあります。そういう活動を繰り返すことが、担任の学級経営やいじめに対する思いを児童生徒に伝えることにもなり、人権意識を高めることにもつながっていきます。

トラブルを抱えている子同士や気が合わない子同士の場合は、同じグループで活動することが難しい場合があります。同一のグループでいろいろな活動をするのは、お互い苦痛なこともあり、また、いじめを発展させる可能性がないとも限りません。一つの行事であっても、活動内容によってグループを替えるのも一つの手立てではないでしょうか。そうすれば、ずっと一緒ではないことが、頑張れたり折り合えたりする条件の一つになるかもしれません。

そして、活動中も子どもたちの様子を見回ったり、話し合いに加わったりして、子ども

たちに目を配っていくと、トラブルを未然に防ぐことになります。

④ 定期テスト

子どもたちの変化をとらえる一つの視点として、「成績」があげられます。いじめを始め、何か気になったり悩んだりしている時には、勉強に集中できなくなり、成績も下がってくる傾向があります。そこで、普段の授業態度は勿論のこと、授業中に行うテストや練習問題の実施状況や提出状況などをチェックし、気になることが出てきたら、その子をよく観察していくが必要になってきます。そして、定期テストなど成績がはっきり表れてくるものについては、その変化を見逃さず、特に成績が下がってきている子については、個別に話を聞いたり、教科担当の教師と情報交換したりして、注意深く見守る必要があります。

テストの点数は、子どもたちにとって大変気になるものです。テスト終了後、答案用紙を返す時の教師の言葉かけが、いじめのきっかけにならないよう配慮が必要なことは言うまでもありません。点数のみにこだわるのではなく、これまでの努力を認め励まし、意欲がもてるような言葉かけをしたいものです。

(3) 日常生活において

教室の生活環境を整えることは、子どもたちが落ち着いて生活する上で大切なことであるといわれています。

子ども自身へのいじめではなくても、その子の持ち物や掲示物、作品が破られたり壊されたりすることがあります。

できあがって教室に飾られている美術（図画工作）の作品が壊されていたり、掲示物に落書きがあったり、中には、特定の子の写真の顔が傷つけられていたりすることがあります。このようなことは、本人は気づいても、なかなか言い出しにくいので、そのまま放置されてしまいがちですが、教師が気づかないままだと、いじめの状況が進行してしまいます。

子どもたちに目を向けるだけでなく、さらに

生活環境にも目を向け、教室はもちろんのことトイレや廊下などの破損はすぐ直し、きれいにしておくことや、普段から展示物や掲示物にも気を配り、破損や落書きを見つけたら、その都度教室の話題にしたり、直したりすることがいじめの予防につながります。

また最近、携帯電話やインターネットの普及により、これらの機器を使って、相手に中傷メールを送ったり、撮った写真を複数の友人にばらまいたりするいじめも増加しています。

こうしたいじめは、教師や親など大人の目が届きにくく、不特定多数の人に知られてしまうというやりきれなさも加わって、本人が受けるダメージが大きいです。当センターの調査（情報教育に関するアンケート 2005）においても、「友達や知人からのメールを読んでいやな気持ちになったり、失礼だと感じたことがあるか」という質問に、中学2年生の約35%、高校2年生の約38%が「よくある」「時々ある」と答えています。

学校では、情報機器の使い方やモラル等の指導が行われるようになってきましたが、さらに家庭とも連携した指導の充実が望まれます。インターネット上でトラブルに巻き込まれないようにするための知識や情報を適切に処理する力を身につける指導と共に、インターネット上でもいじめがあることを理解し、ルールやマナーを守った利用ができる態度を育成することも重要になっています。



コラム3 被害者側から見た学校の対応

いじめを訴えた時、学校が適切な対応をしてくれないと、被害者本人や保護者は大きな不安を感じるようになります。本人や保護者からはさまざまな訴えがありますが、ここでは、いくつかの例をもとにどのように対応したらよいかを考えてみたいと思います。

(1) 被害者側を責める

「お前にも原因があるんじゃないか」等、逆に責められて、誰に助けを求めたらいいのかわからなくなってしまったり、自分の非を責めて相談することをあきらめてしまったりする場合があります。

まずは訴えを十分にきく。

思いを受け止め、支えていくから安心するよう伝える。

学校全体でこの問題に取り組み、あなたを守っていく、ということを示す。

(2) 何の対応もしてくれない

やっとの思いで打ち明けたのに、「がんばれ」と励まされるだけ、「様子を見ましょう」と言われてそのままでは何の解決にもなりません。

事実をしっかり把握し、保護者に伝える。

具体的な対応策を示す。

その後の経過を観察し、随時、保護者にも報告する。

(3) 対応がよくない

加害者側に謝罪するよう強く指導したことで、その後、かえっていじめがひどくなったり、居づらくなったりすることがあります。

加害者側にも粘り強くかわり、形式的ではなく、心から謝罪しようと思えるまでかわり続ける。

環境調整をする際には、被害者側の意向も大事にし、性急な変化により、かえって仕返しを招くことのないよう十分に配慮する。

被害者本人やその保護者がいじめについて打ち明けてくれた時には、「他の誰でもない、自分を選んで話してくれたのだ」という認識のもと、誠意をもって対応することが大切です。

〔3〕 いじめへの対応の実際

いじめを起こさないために、子どものサインを見逃さず、早期に対応していくことの大切さを述べてきました。

ここでは、いじめの予兆を感じた時やいじめが起きてしまった時にどのように対応していけばよいのか、小・中・高等学校のそれぞれの事例を通して考えていきたいと思えます。

1 小学校の事例

状態像

4年生のA子は成績も良く、まじめできちんとしており、学級のリーダーである。学級の友達からも一目置かれていたが、一方で、けむたくもあり、しだいに仲間から浮いた存在になっていった。

問題の経過

A子は、授業の始まる前等担任が教室にいない時に、おしゃべりをしていたり、席を立って出歩いたりしている子どもたちを注意し、その子たちの名前を担任に報告していた。3年生までは、担任からもしっかり者として高く評価され、「ミニ先生」的な役割を担っていた。A子自身も学級内の自分の立場を意識して、認められていることに満足し、担任の期待に応えようと頑張っていた。

しかし、4年生になる頃には、学級内にA子に対して「いばっている」「すぐ先生に言いつける」等の不満をもつ子も出てきた。今までA子が注意すると素直に従っていた子どもたちの中に、ぶつぶつ文句を言ってから席に着いたり、数人でA子の悪口を言ったりする姿が見られるようになってきた。学級の子どもたちは、しっかりしたA子に一目置きながらも、一方でけむたい存在として感じるようになった。

4年生から担任になったT先生は、A子の力を評価しながらも、このまま行くと友人関係でA子が浮いてしまい、高学年になると立場が逆転していじめられたり、孤立したりしてしまう心配があるのではないかと感じた。

4年生の新学期の家庭訪問で、T先生は、A子の母親から、この頃A子の様子がおかしく、元気がなかったり、「私には友達がない」と泣くこともあったりして心配しているという話を聞いた。

A子への対応

(1) 学校での対応

① 本人へのかかわり

4年生になって友達とじっくりいかないことを感じ始めたA子であったが、先生から認められているのだからと、「さん、静かにしてください」等の注意は続けていた。しかし、何となくしらけた雰囲気になってしまうのをA子自身も、居合わせたT先生も感じ取るようになった。

このままでは、A子がますます浮いてしまうと思ったT先生は、「先生がいない時に注意してくれてありがとう」とねぎらいながら、A子と話をすることにした。最近の学校での様子を聞き、友だちのことや勉強のことを話題にしていった。そこでは、弱音を吐かずに頑張っているA子の姿が感じられたが、A子が友達を注意した時のことや休み時間のことになると、だんだんと目に涙を浮かべてきた。3年生の時は、注意するとすぐに席に着いてくれたのに、今では何となくじっくりいかない感じがしたり、休み時間に友だちを遊びに誘っても、他の友達と目を合わせてから返事が返ってくるなど、A子自身も変化を感じているところだった。

そこで、T先生は、先生のいないところで命令口調で注意するA子の口調を「～しましょう」と優しい言い方に変えてみてはどうかと提案した。

また、A子の立場が学級内で微妙に変化してくるので、自分の意見を理由をつけて分かりやすく発表できるA子をみんなの前で認めたり、友達に対して気遣いのある言い方になってきたA子の変化を逃さずほめたりしてきた。

② 学級集団へのかかわり

A子に対してのイメージが、「しっかり者の頼れる人」から、「すぐ先生に言いつけるうざったい人」に変化しつつあることを感じたT先生は、学級内の友人関係に特に目を配るようにした。そして、先生の代わりにA子に役割を任せるとはしないようにしたり、休み時間には、A子と他の子どもたちをつなぐために一緒に遊んだりするよう心がけた。

学級の子どもたちには、お互いによさを認め合えるような活動を行った。また、A子だけでなく他の子どもたちも、相手を傷つける言い方をしたり、うまく自分の気持ちを表現することが苦手だったりするため、帰りの会や学級活動や道徳の時間を使って、学級の問題について話し合ったり、優しい言い方を考えたり練習したりするようにした。

(2) 家庭でのかかわり

家庭訪問でA子の様子を母親から聞いたT先生は、自分も心配していることがあることを話し、後日、時間をとって相談することにした。

その中で、A子が悪いわけではないが、「ミニ先生」の役割をとり続けていくと、周りの子の成長に併せて友人関係に変化が起こり、A子が浮いてしまう可能性があること、だから、学級の中に暗黙に定着しているA子の役割を変えようとしていること、それによって一時的にA子が落ち込むかもしれないこと等を話していった。しかし、落ち込むであろうA子を担任がしっかり守ることも伝えた。

母親は、担任の話をA子の弟に対する態度から納得できると話してくれ、家でも、命令口調でなく話をするよう気をつけること、A子が落ち込んで帰ってきたら、しっかり話を聞き、温かく見守ることを約束してくれた。そして、何か少しでも気になることがあったら、お互いに情報交換をすることにした。

理解とかかわりのポイント

・子どもの発達段階に合わせて、友人関係を観察し、その変化に気づく

小学校低学年のうち、子どもの成長の差がはっきり分かるので、自他共に「しっかりした子」がリーダーシップを取ることが多くなります。しかし、そのような関係がずっと続くわけではありません。リーダーシップを取っている子は、認められ満足かもしれないが、高学年になるにつれ、面白くないと感じる子が出てくるのは当然です。その過渡期である中学年、特に4年生から5年生になる時期は、注意深く子どもたちの交友関係を観察し、その変化をいち早く察知することが大切です。

その変化に気づかず、「あの子はしっかりしているから」と役割を任せ続けると、教師がいじめのきっかけをつくることになってしまいかねません。教師自身、自分の言動にも気を配りながら子どもたちと接していくことが、いじめの予防にもつながっていくのです。

・本人の自尊心に配慮する

その子の学級での立場が変わることは、その子にとっては辛いことで、その上、友人関係がうまくいけなくなるわけですから、なおさら厳しい状況におかれるのです。本人の自尊心を考え、教師からも学級の友達からも認められるような配慮をより充実させることが必要です。

・家庭と連携し、学校と双方で支える

学校で変化が起こっている時は、家庭でも何らかの変化が起こっている可能性があります。気になることがあったら、子どものサインかもしれません。早めに連絡を取り合って、情報交換することが大切になってきます。双方で子どもをしっかり守り、支えることができれば、子どもにとって何より心強いでしょう。

このような「いざという時」の連携がとれるように、日頃からの信頼関係の構築が必要です。

2 中学校の事例

状態像

2年生のB子は、新チームになり、バスケットボール部の部長となったが、級友から、すれ違いざまに「いい気になって」とか「ムカつく」とか言われたり、バスケットシューズが隠されたりするようになっていった。

問題の経過

B子は、明るく元気で、何事にも一生懸命に取り組む生徒である。小学校4年生の時にミニバスケットボールを始め、リードマンとして活躍していた。体は小さいが、動きが速く、的確な判断力でチームを引っ張っていった。中学校に入学してもバスケットボール部に入り、1年生の新人戦の時から試合に出場していた。そのため、先輩から一目置かれていた。またB子の積極的で前向きな姿勢は、教師からもよい評価を得ていた。しかし一方で、それをねたむ生徒もいて、時々B子のいないところでB子の悪口を言ったりしていた。新チームになり、先輩からの信望が厚いこともあって部長に選ばれた。しかし、新チームが思うようにまとまらず、本人も自分の力のなさに悩むようになった。特に顧問がいない時には、2年生が全く指示に従おうとしなかった。また、2学期が始まると、友人にすれ違いざまに「いい気になって」「ムカつく」と言われたり、バスケットシューズを隠されたりすることが多くなった。次第に、B子には笑顔がなくなり、ふさぎ込むことが多くなった。また、11月頃から体調を崩しているという理由で部活動を休むようになった。

B子の担任は、バスケットシューズがなくなったというB子の申し入れを聞き、何度か一緒にシューズを探すことがあった。また、以前のような明るさがなくなった様子を見て、クラスあるいは部活動で何か気になることがあるのではないかと気にかけていた。そこで顧問にB子の最近の様子について聞いてみると、練習中は一生懸命で今まで通りであるが、最近体調を崩し、部活動を休みがちになったため、家庭には連絡を取ったという。今までどんなことがあ

っても部活動を休んだことがなかっただけに母親も心配していた。そこでB子に、休む理由を聞いてみたが、「何でもない」と言うだけだった。

B子への対応

(1) 学校での対応

① 本人へのかかわり

担任は、今までとは違って元気がないB子に何度か声をかけた。最初話しながら様子だったが、最近元気がないのでとても心配していることを伝え、それが、バスケットシューズがなくなることと関係しているのではないかと尋ねると、本人は涙を流しながら少しずつ話し始めた。新チームになって、部長にはなったものの、部がまとまらなくてずっと悩んでいたという。特に顧問の先生がいない時は、みんな勝手なことをしていること、注意しても無視していること、そして顧問には部長なんだからもっとしっかりやれと言われることなど、どうすることもできず、また相談する人もいなく辛くてしかたがなかったという。また、廊下でも、通りすがりにいやみを言われたり、無視されたりすることも頻繁になっていったという。

そこで、B子のクラスの友人に話を聞くなどして情報を収集すると同時に部活動の顧問とも連絡を取り、情報交換をするようにした。また学年会でも、バスケットシューズが何度か隠されていること、今までとB子の様子が違うことなどを話し、気になることがあった時には情報を入れてほしいこと、また本人になるべく声をかけ励ましてほしいことを伝えた。一方、部活動顧問は、部活動中のB子の様子だけでなくB子と部員の関係についても注意して見るようにするとともに、B子だけでなく他の部員にも声をかけるなどしてかわるようにした。また、B子の家庭に連絡を取り、本人の様子を聞くことにした。

② 集団へのかかわり

学級では、短学活や学活で「物を隠す」という行為、また「陰口を言う」という行為に対してどう思うかということで話し合いをも

つことにした。そして隠す人、隠された人の気持ちを話し合うことで、その行為が相手を不安な気持ちにさせることであって、絶対行ってはいけないことであること考えさせた。また道徳の授業で思いやりの題材を取り上げ「いじめ」について考えさせた。そこでいじめは絶対許されないことであることをはっきりと理解させた。

部活動では、まず顧問が2年生だけを個別に呼び、部活動の様子、本人とのかかわりについて詳しく事情を聞いたり、1年生にも日頃の部活動の様子などを聞いたりして、実態をできるだけ正確に把握した。次に2年生全員を集め、集団でのいじめや顧問が見ていないところでのいじめなどは絶対許されるものではないことを指導した。また部全体で部活動への取組についてミーティングを開いた。一人一人の目標を明確にさせると共に、みんなが目指すものを再確認し、今後の活動について話し合わせた結果、一人一人の技術を高めるだけでなく、チームが一つにまとまっていくことが目標達成につながることを確認した。またいじめがあったら、必ず自分が相談できる人に話し、一人では悩まないようにと話した。

(2) 家庭でのかかわり

B子が早く家に帰ってきた時には、「どうしたの、何かあったの」と母親は声をかけていた。しかし「別に」などと言って、はぐらかされていたため、気にはなっていたがあえて聞かなかった。また新人戦の後ということもあって、少し疲れたのかもかもしれないとも感じていた。しかし、気分が悪いという理由で部活動を休むことが多かったことで心配しているところに、担任からB子の最近の学校での様子や本人が部活動のことで悩んでいたことを電話で聞いた。そこで母親は学校に行って本人へのかかわりについて相談した。そして、本人の今までのがんばりをねぎらい、辛いことがあったら我慢しないで相談するように話した。

理解とかかわりのポイント

・部活動顧問として配慮すること

部活動顧問の経営方針が、生徒の部活に対する意識、姿勢に大きく影響します。部活動中での人間関係は複雑なものです。生徒同士が競い合いながらも、お互いが向上し磨き合える集団を作っていくことが大切です。そのために、顧問は日頃から部員一人一人の様子はもちろんのこと、人間関係にも目を向けることが必要です。また、部長を盛り立て、支えていくことも大切です。生徒への過大な期待が、本人にとって負担とならないよう十分に配慮しなくてはなりません。いじめを予防するために、顧問は、良き指導者であり、助言者となって、部員一人一人に働きかけていくこと、そして必要に応じてミーティングを開き、話し合いをもつことも大切です。そして、部の中で問題が起こった時は、早めに当事者や関係者から事情を聞き、事実を確認し対応することです。

・学年を活用した校内体制の在り方

部活動でのいじめは、顧問がいない時や学校生活の中で起きているため、発見しにくいものです。いじめの予兆がある時は部活動顧問と担任とが連携し、情報を交換し、必要な時は学年でチームを組んでいじめに対応することが必要です。また休み時間の様子、授業の様子なども見てもらい気づいたことがある時は、直ちに介入してもらおうような体制を整えておくことです。

・保護者との連携

最初の部活動保護者会で、年間計画、欠席の連絡方法、連絡網などと併せ経営方針について説明し、保護者への理解を求めます。また、子どもの変化に気づいたら、学校も家庭もすぐに連絡を取り合える関係にしておくと共に、いじめが起きた時は、連携を密にし被害者の立場に立って支援していくことが大切です。

また、加害者に対しても一方的に叱責するのではなく、その背景や心情を理解してかかわることが大切です。

3 高等学校の事例

状態像

1年生のC男は休み時間に同じ学年の男子数名から嫌がらせを受けた結果、不登校に陥り、進路変更まで考え始めた。

問題の経過

C男はおとなしい性格で、人から頼まれたことに対して嫌と言えないところがある。クラスになかなかなじめず、取り立てて仲の良い友人もいなかった。夏休み明け頃から、休み時間、教師が教室からいなくなると、男子数名が集まってきて、本人の嫌がることを言って笑ったり、宿題のプリントを取り上げて名前を書き換えて提出してしまったりすることが始まった。また、昼休みには「お金は後で払うから貸しといて」と言われ、その数名分のジュースを毎日買いに行かされるようになった。ジュース代は一度も返してもらったことがなく、かなりの金額を負担させられていた。本人はやめてほしいと何度も言おうとしたが、そのメンバーは学年でも力をもっていて、怖くて断れなかったので、どうしていいかわからず、精神的にかなりまいってしまった。

次第に授業中、腹痛や頭痛を訴えて保健室に行くことが増え、また、朝になると起きられずに欠席するようになった。欠課時数も増え、学校をやめたい、とこぼすようになった。保護者も担任も理由が分からず困惑していたが、担任がクラスの生徒から情報を集めたところ、C男が嫌がらせをされ続けていたということ数名の生徒が知らせてくれた。そこで直ちに本人に確認してみることにした。

C男への対応

(1) 学校での対応

① 本人および関係者へのかかわり

はじめは仕返しを恐れて、事実を隠していたC男であったが、担任の「絶対におまえのことを守るから」という熱意ある言葉に促され、ようやく真実を語り始めた。

担任はまず、本人の思いを十分に受け止めながら、何が起こっていたのかを正確に把握するようにした。C男は自分がしゃべったこと

が分かったと、仕返しとして、もっとひどい目に遭うので、何もしてくれなくていいと切実に訴えた。

そこで担任は、「辛かったらうな。気づいてやれなくて悪かったな」と自分の思いをC男に伝えた。そして、本人に無断で学校は勝手に動かないということ、何があっても学校全体で取り組んでいくから安心してほしいということ伝えた。

校内ではいじめ対策委員会が組織されたので、さっそく今後の対応を検討することにした。

まず、いじめの現場を教師の目で捉えることから始めることにした。嫌がらせは教師の目の届かない場所、時間で起きていることから、昼休みに複数で巡回すること、授業後と授業前に3分ずつ教科担当者が教室にいるようにすることを確認した。そして、まず学年と生徒指導部が中心で行うが、翌日の朝の打ち合わせで全職員に報告し、協力を仰ぐことにした。

数日後、巡回中の職員がC男の周りに集まっていくグループを発見し、直ちに介入した。複数のクラスにわたっていたため、それぞれの担任や副担任が同時に個別に生徒を呼んで、事情を聴いた。その際、周囲の生徒から情報を収集しておき、ごまかしをさせないよう、毅然とした態度で事実確認に努めるようにした。

加害者たちには、時間をかけて指導し、自分たちのしたことが、C男をどれだけ追いつめていたかを理解させるようにした。C男への謝罪は急がせず、自発的に謝りたい気持ちが芽生えるのを待って、複数の教職員が同席のもと、C男と会わせるようにした。また、彼ら自身もそれぞれが満たされないものを抱えており、援助が必要であるという認識をもつように努め、教職員が役割分担をして、一人一人と十分かかわるようにした。

C男に対しては、当初別室登校を認めていたが、話し合いの後には本人から教室へ戻る意思が出てきた。担任はもとより、これまで以上に授業担当者や該当クラスの担任たちが慎

重に見守りながら、教室復帰ができるよう準備を進めていった。

その後、いじめは解消した様子であったが、巡回指導は継続して実施し、またC男にも折に触れ声をかけて状況を確認するようにした。

② 集団へのかかわり

今回、C男が嫌がらせをされているのを知りながら、クラスでは大半の生徒が見て見ぬふりをしていた。そうした傍観者の存在もいじめを助長させていることをクラス全体に指導し、いじめは加害者と被害者の問題ではなく、各個人の心の問題であるという当事者意識をしっかりと身につけさせるようにした。

また、担任に状況を知らせてくれた生徒たちには「とても助かった」とお礼を言うとともに、なかなか言い出しにくかったであろう事実を話してくれたことに対してその勇気を認めるようにした。

さらに、緊急の学年集会を開き、人権意識、規範意識を高める内容の講話をした後、ビデオを用いて、いじめについて考えさせる機会をつくるようにした。また、その後全クラスで学校生活全般に関するアンケートを実施し、併せて個人面談を行った。その中で、他に嫌な思いをさせられている生徒はいないか、把握すると共に、該当者がいる場合には早急に対応するようにした。

(2) 家庭へのかかわり

C男の保護者にはいじめが発覚したその日のうちに事実を伝え、今後の対応について、具体的に示すようにした。まず、加害者の生徒たちへ毅然とした指導をすること、その際に本人から聞いたことが分からないように配慮すること、また、加害者の保護者にも事実を伝え協力を求めることなどを約束した。また、加害者の保護者には学校に来てもらい、責めるのではなく、状況を説明した上で、これからいじめの解消のために協力してもらいたいということを話した。

いじめが解消した後もC男の保護者には定期的に学校での様子を報告し、心配なことがあれば、すぐに連絡をしてほしい旨を伝えるようにした。

理解とかかわりのポイント

・別室登校等の配慮

いじめの被害者にとって教室が安心して過ごせる空間となるまで、一時的に別室登校を認める、または避難所的に保健室を有効活用させる等の配慮が必要です。担任や各教科担当者が空き時間を利用し、言葉かけや補習を行い、学習面でも被害のリスクを最小限に押さえることがその後の教室復帰につながります。

また、状況が改善するまで、加害者を別室で指導し、教室の被害者と物理的に引き離すことも考えられます。

・生徒とかかわる機会を増やす

高校では、自分のクラスの生徒と一度も会わない日があるという状況も起こり得ます。休み時間や清掃時などに積極的に生徒の中に入り、話題を共有することや、廊下ですれ違った時にかかる何気ない一言も生徒との信頼関係を深める貴重な機会です。担任と生徒とが何でも話せる関係は、いじめの被害を話しやすくしたり、傍観者を減らしたりすることにつながります。

・いじめは見えないところで起こる

いじめは、休み時間や放課後の教室など教師の目が届かないところで起こります。教室等に教師の姿があっても、生徒の実態を見る目が増えれば、確実にいじめは起こりにくくなります。こういった点からも、生徒と共に過ごす時間を意図的に増やす努力が求められています。

・新学期の段階でいじめについても言及する

高校ではLHRにおいて、いじめについてのまとまった時間を確保することが難しい場合があります。新年度の最初のHRではクラス経営方針や学校生活を送る上でのポイント、学習や進路の話と併せて、必ずいじめについても取り上げておく必要があります。教師が、いじめは絶対に許さないという強い意思と、いじめにどう取り組むのかという姿勢を明確に示すことはいじめの大きな抑止力の一つになります。

コラム4 日本のいじめと世界のいじめ

森田(1999)によれば、いじめは「加害者・被害者・観衆・傍観者」という4層構造からなっているとされています。観衆とは「自分で直接手を下さないが、まわりで面白がったり、はやし立てたりする」存在、傍観者とは「いじめを見て見ぬふりをする」存在です。

図2と図3は、日本とイギリス、オランダのいじめの場の力学の学年別推移を表したものです。イギリスとオランダが学年が上がるにつれて傍観者の割合が途中で減少し、仲裁者になる割合が増えていくのとは対照的に、日本では傍観者の割合が増加の一途をたどり、仲裁者の割合は減少し続けます。ここに、日本のいじめの集団構造の大きな特色があり、また、いじめ問題解決のヒントがあると考えられます。いじめ者に対するかかわりと、いじめられる者に対するかかわりはもちろん大切なことですが、さらに傍観者や観衆を減らし、仲裁者を育てることを通して、いじめ問題に取り組んでいくことが大切だといえるのではないのでしょうか。

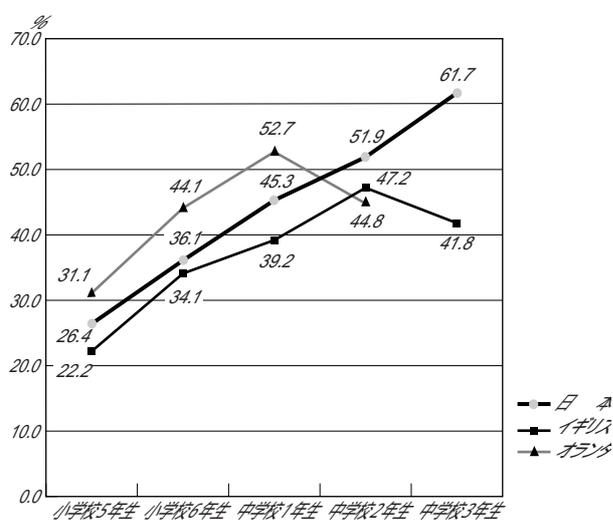


図2 「傍観者」の出現率の学年別推移

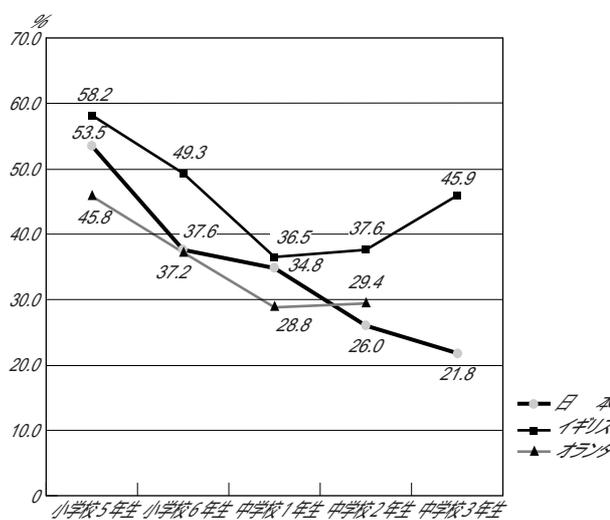


図3 「仲裁者」の出現率の学年別推移

〈引用・参考文献等〉

- ・子どもを問題行動に向かわせないために いじめに関する追跡調査と国際比較を踏まえて
2006 平成17年度「教育改革国際シンポジウム」配布資料 国立教育政策研究所・文部科学省
- ・こころの科学第70号 1996 日本評論社
- ・いじめの発生要件と防止の手だてに関する提言 2006 河村茂雄 NPO日本教育カウンセラー協会
- ・いじめ問題などに対する喫緊の提案について～子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者会議～ 2006 文部科学省
- ・児童心理「いじめの予防と早期解決」 2006 金子書房
- ・児童心理「いじめ対応と予防読本」 1995 金子書房
- ・情報社会における安全指導 2006 栃木県総合教育センター
- ・いじめの理解と対応 2006 森田洋司 平成18年度栃木県総合教育センター「教育相談特別講座」講演資料

教育相談部発行資料

「学級・ホームルーム担任のための教育相談」

第1集	登校拒否児童生徒の理解と指導	(昭和63年度)
第2集	無気力な児童生徒の理解と指導	(平成元年度)
第3集	「緘黙」の理解と指導	(平成2年度)
第4集	登校拒否児童生徒の理解と指導(2)	(平成3年度)
第5集	いじめへの対応	(平成4年度)
第6集	事例研究のすすめ方 児童生徒理解のために	(平成5年度)
第7集	不登校児童生徒の理解と指導	(平成6年度)
第8集	いじめへの対応(2)	(平成7年度)
第9集	学校教育相談の進め方 実践編(1)	(平成8年度)
第10集	学校教育相談の進め方 実践編(2)	(平成9年度)
第11集	気になる子の理解と対応	(平成10年度)
第12集	リストカット・自殺企図・摂食障害の理解と対応	(平成15年度)*
第13集	保護者との連携を深めるために	(平成16年度)*
第14集	キレる子どもの理解と対応	(平成17年度)*

* 栃木県総合教育センターのホームページにて、閲覧及びダウンロードできます。

Webページ「とちぎ学びの杜」 <http://www.tochigi-c.ed.jp/>

調査研究報告書

- ・「望ましい学級経営の在り方」(中間まとめ) (平成11年度)
- ・「望ましい学級経営の在り方」(まとめ) (平成12年度)
- ・「不登校児童生徒の援助・指導の在り方」(中間まとめ) (平成13年度)
- ・「不登校児童生徒の援助・指導の在り方」(まとめ) (平成14年度)

あ と が き

本冊子は、大きな社会問題となっているいじめについて、主に予防的側面から学校でできることをまとめたものです。また、いじめの事実を知ったらどう対処すべきかについても、事例を交えて対応の実際を載せてあります。いじめという喫緊の課題に対応するためには、日常、教師が展開している学校教育の流れの中に、いじめ予防という視点を意識して取り入れ、工夫することが、最も有効な手だてであると考えます。

限られた紙面の中ではありますが、できるだけ分かりやすい内容になることを基本方針に編集を進めました。今後、いじめにより、児童生徒に悲しい思いをさせないためにも、そして、児童生徒一人一人が生き生きとした学校生活を送れるようにするためにも、日々のかかわりの中で援助する際の参考としていただければたいへん幸いに存じます。

当総合教育センターでは、不登校やいじめ、リストカット等の様々な児童生徒の問題についての教育相談を実施しています。また、学校からの児童生徒に関する相談にも応じていますので、問題を抱えている子どもたちへの対応の仕方が分からない等のことがありましたら、是非とも教育相談部まで御相談ください。

作 成 者

教育相談部

部長補佐	伊	澤	成	男
副主幹	赤	上	純	子
指導主事	潮	田	裕	子
指導主事	梅	澤	圭	子
指導主事	松	本	美智代	

平成19年3月発行

学級・ホームルーム担任のための教育相談 第15集

「いじめへの対応(3)」

発行 栃木県総合教育センター

〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町1070

TEL 028-665-7211

FAX 028-665-7212